

令和 4 年度

第 2 回阿波市地域公共交通活性化協議会

資 料

協議事項

1. 阿波市地域公共交通の現状について
2. 「あわめぐり」の無断キャンセルの取扱いについて
3. 「あわめぐり」のインターネット予約導入について
4. 阿波市地域公共交通計画策定について
5. その他

阿波市地域公共交通活性化協議会委員名簿

番号	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
1	徳島大学大学院	教授	奥嶋 政嗣	
2	徳島バス(株) 企画管理部	副部長	東 孝行	
3	(有)土柱タクシー	代表取締役	米倉 範行	
4	八幡交通(有)	代表取締役	松村 利明	
5	徳島バス労働組合	執行委員長	松本 忠宏	
6	四国運輸局徳島運輸支局 総務・企画観光担当	首席運輸企画専門官	賀出 晴美	
7	四国運輸局徳島運輸支局 輸送・監査部門	首席運輸企画専門官	山本 美恵子	
8	徳島県 県土整備部 次世代交通課	課長補佐	宮島 崇	
9	徳島県東部県土整備局（吉野川） 施設管理担当	課長	浅野 雅之	
10	阿波吉野川警察署	交通課長	齋藤 香郎	
11	阿波市社会福祉協議会	事務局長	大村 久美子	
12	阿波市老人クラブ連合会	会長	田村 二男	
13	阿波市婦人団体連合会	会長	原田 道代	
14	阿波市商工会	会長	児玉 敬二	
15	阿波市交通安全協会	会長	岡村 清	
16	阿波市議会	議長	笠井 一司	
17	阿波市議会 総務常任委員会	委員長	武澤 豪	
18	阿波市	副市長	町田 寿人	
19	阿波市	教育長	高田 稔	

1. 阿波市地域公共交通の現状について

(1) 概 要

阿波市の公共交通は、市内全域を対象とした「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」と、徳島市ＪＲ徳島駅を起点とし四国大学、ゆめタウン徳島及び阿波市吉野町を經由し吉野川市ＪＲ鴨島駅までの路線を運行している徳島バス(株)の「二条鴨島線」があります。

令和４年１０月のバス路線再編により、阿波市内を運行区間として含む幹線系統バス路線は廃止となります。

(2) 交通モード別

番号	交通モード	起点	終点	距離	運行回数	事業者	備考
1	デマンド型乗合交通	自宅又は指定場所	自宅又は指定場所	—	平日 12 便	(有)土柱タクシー八幡交通(有)	平日のみ
2	路線バス	徳島駅	鴨島駅	34.8km	平日 6 便	徳島バス(株)	※1

※1・・・令和４年１０月より現在の運行区間の内、阿波市内の運行区間は廃止予定。

①阿波市デマンド型乗合交通運行区域図・・・P 5

②阿波市デマンド型乗合交通乗降場所一覧・・・P 6, P 7

(3) 利用状況

①阿波市デマンド型乗合交通

ア 利用登録者数 2, 111 人（令和4年8月末現在）

a 町別登録者数（単位：人）

吉野町	土成町	市場町	阿波町	計
328	412	722	649	2,111

b 年代別登録者数（単位：人）

～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代～	計
106	44	17	37	79	129	554	938	207	2,111

イ 令和３年度利用状況（令和３年４月～令和４年３月）

a 運行予約数 １１，２９１件

（a）年代・男女別予約数（単位：人）

年代	男性	女性	計
～10代	207	430	637
20代	1	40	41
30代	0	98	98
40代	99	42	141
50代	115	282	397
60代	288	366	654
70代	531	2,384	2,915
80代	1,153	4,573	5,726
90代～	246	436	682
計	2,640	8,651	11,291

（b）曜日・乗車時間帯別予約数

（単位：件、日）

時間帯/曜日	月	火	水	木	金	計
7時台	69	72	88	108	100	437
8時台	112	81	129	95	126	543
9時台	331	413	302	352	441	1,839
10時台	266	326	259	273	305	1,429
11時台	236	274	224	227	263	1,224
12時台	227	300	191	264	252	1,234
13時台	176	195	137	186	200	894
14時台	206	275	187	254	259	1,181
15時台	203	195	158	200	233	989
16時台	176	218	140	197	188	919
17時台	69	100	51	78	88	386
18時台	35	60	27	48	46	216
計	2,106	2,509	1,893	2,282	2,501	11,291
運行日数	46	50	48	49	49	242

b 乗車人数 １１，２９１人

c 運行日数 ２４２日

d １日平均利用者数 ４６．６人

e 乗降場所の状況

（a）乗車利用（上位３件）

	乗車場所	利用数
1	吉野川医療センター	852件
2	阿波病院	399件
3	マルナカ柿原店	355件

（b）降車利用（上位３件）

	降車場所	利用数
1	吉野川医療センター	1,072件
2	阿波病院	451件
3	大野病院	382件

ウ 月別利用状況の推移

a 令和元年度

(単位：人、日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
乗車人数	316	391	450	591	528	635	669	697	743	705	650	683	7,058
1日平均	15.8	20.5	22.5	26.8	25.1	33.4	31.8	34.8	37.1	37.1	36.1	32.5	29.4
運行日数	20	19	20	22	21	19	21	20	20	19	18	21	240

b 令和2年度

(単位：人、日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
乗車人数	642	535	784	791	755	721	831	768	819	710	746	1,021	9,123
1日平均	30.5	29.7	35.6	37.6	37.7	36	37.7	40.4	40.9	37.3	41.4	44.3	37.5
運行日数	21	18	22	21	20	20	22	19	20	19	18	23	243

c 令和3年度

(単位：人、日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
乗車人数	910	784	1,001	919	865	961	1,021	930	998	916	845	1,141	11,291
1日平均	43.3	43.5	45.5	45.9	41.1	48	48.6	46.5	49.9	48.2	46.9	51.8	46.6
運行日数	21	18	22	20	21	20	21	20	20	19	18	22	242

d 令和4年度

(単位：人、日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
乗車人数	1,091	1,076	1,267	1,069	1,120								5,623
1日平均	54.5	53.8	57.5	53.4	50.9								54
運行日数	20	20	22	20	22								104

②路線バス【徳島バス(株)】

(単位：人)

起点	終点	輸送人員							
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	比較 (R2-H27)
徳島駅	鴨島駅	104,974	95,488	49,803	39,953	44,714	35,242	30,452	△ 74,522

(4) 費用状況

①デマンド型乗合交通

(単位：千円)

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
市負担金	25,355	19,389	25,836	29,474

※１ 令和４年度は、予算額です。

※２ 令和４年度は市負担金の中に計画策定費を含んでいます。

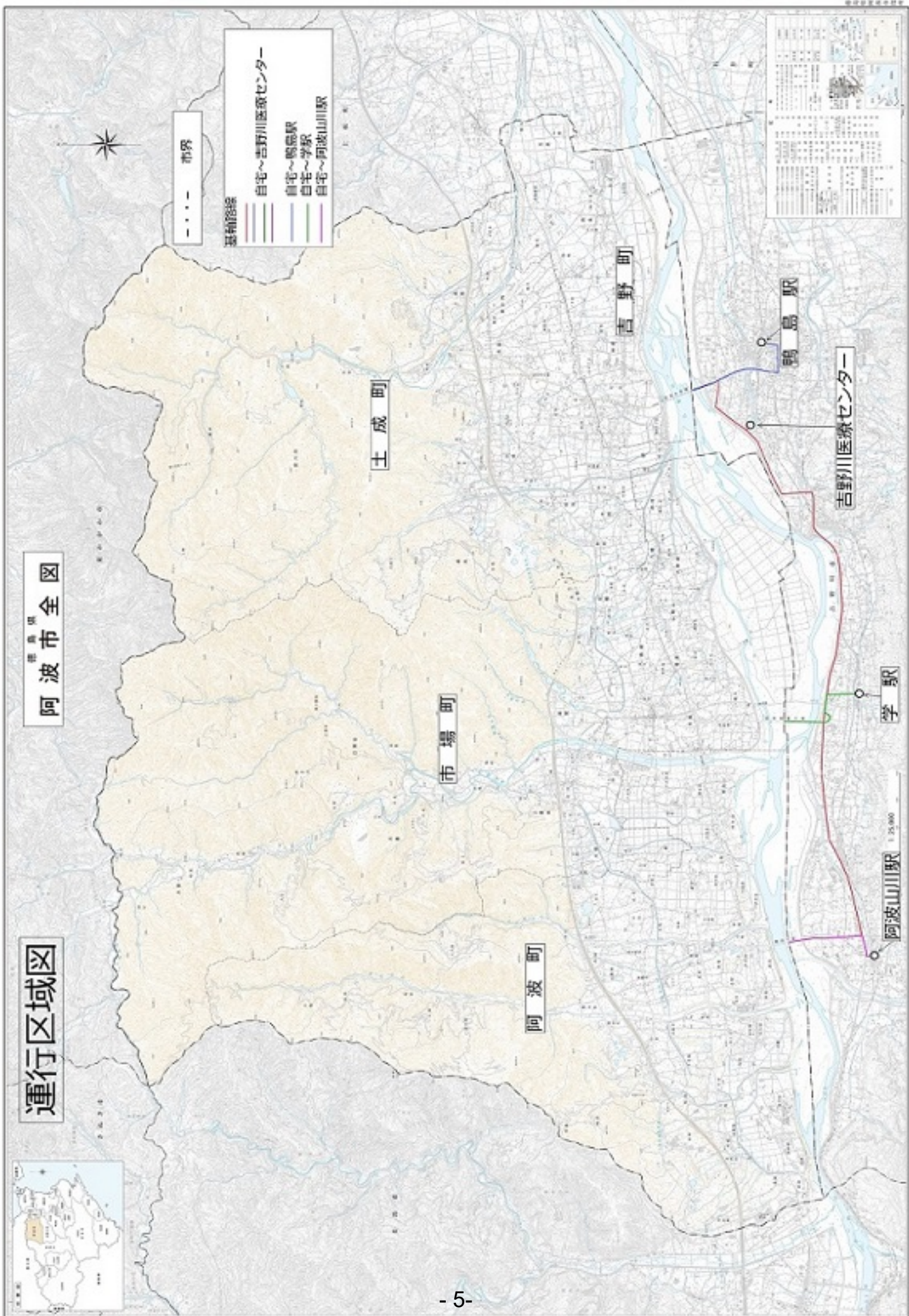
②徳島バス(株)

(単位：千円)

年 度	補助総額	市補助金	県補助金
平成25年度	1,810	1,646	164
平成26年度	556	495	61
平成27年度	480	428	52
平成28年度	713	635	78
平成29年度	723	644	79
平成30年度	585	521	64
令和元年度	785	785	－
令和2年度	860	860	－
令和3年度	1,118	1,118	－

運行区域図

阿波市全図



乗降場所一覧（令和4年5月1日 現在）

◆乗り降りできる場所（自宅若しくは自宅付近、乗降場所）

- 乗降場所は事情により変更になる場合があります。
- ご自宅以外の個人宅、途中下車や寄り道はできません。
- ご乗車される際は、予約時にお伝えした予定時間に乗降場所でお待ちください。
- 交通状況や乗合い状況により運行時間が遅れることがあります。

医療施設			
吉野町	大串医院	阿波町	大塚歯科医院
	大久保医院		おおつか内科
	中西歯科医院		笠井病院
	中山医院		川人医院
	福島歯科医院		根東歯科医院
	ほそかわ歯科医院		さかまき整形外科
	よこやま歯科		賛広診療所
土成町	医療法人 阿部歯科医院		医療法人 重清内科外科
	乾内科外科		十川歯科クリニック
	医療法人 大塚歯科医院		西川内科クリニック
	大野病院		にしむら歯科医院
	医療法人 金塚内科		林内科医院
	御所診療所		へいしま歯科ファミリークリニック
	じゅん歯科医院		松本眼科
	スマイル歯科		医療法人 村上医院
	板東眼科		森下医院
市場町	医療法人 赤池循環器消化器内科		医療法人 安田歯科
	阿波病院		らいちクリニック
	稲井歯科医院		
	医療法人 岩脇歯科医院		
	医療法人 太田診療所		
	近藤医院		
	こんどう歯科クリニック		
	新藤歯科		

【阿波市外】

吉野川市	鉄道
	J R鴨島駅
	J R学駅
	J R阿波山川駅
	医療施設
	吉野川医療センター

＜鉄道をご利用の方へ＞

多くの方にご利用していただきたいので、最寄り駅での乗降をお願いします。ご協力よろしくお願いします。



商業施設	
吉野町	くすりのレディ阿波吉野店
	コーナンホームストック吉野店
	ファミリーマート吉野町西条店
	マルナカ柿原店
	マルナカ吉野店
	ローソン阿波吉野町店
土成町	天然温泉 御所の郷
	コメリハード & グリーソ土成店
	JAグリーソどなりマルシェ
	セブソイルブソ阿波土成町店
	ファミリーマート土成インター店
	ファミリーマート土成町土成店
	ファミリーマート土成町吉田店
	コスモス薬品 土成店
市場町	キョーエイ市場店
	コメリハード & グリーソ市場店
	JA夢市場
	セブソイルブソ阿波市場町香美店
	コスモス薬品市場店
	ファミリーマート阿波市場町北店
	ファミリーマート市場町店
	マルナカ市場店
阿波町	ドラッグストアモリ 市場店
	ショッピングプラザ アワーズ
	阿波土柱の湯
	コメリハード & グリーソ阿波店
	JA土柱の里
	コスモス薬品阿波店
	デイリーマートウインズ店
	ドラッグセイムス阿波店
	ファミリーマート阿波岩津橋北店
	ファミリーマート阿波善地店
	ミニストップ 阿波久原店
	ローソン阿波病院前店

金融機関（窓口）	
吉野町	柿原郵便局
	徳島大正銀行 阿北支店
	吉野郵便局
土成町	阿波銀行 土成支店
	御所郵便局
	JA板野郡 阿波支店
	土成郵便局
	南原簡易郵便局
市場町	阿波銀行 市場支店
	市場郵便局
	大俣郵便局
	JAあわ市 市場支店
	徳島大正銀行 市場支店
阿波町	八幡郵便局
	阿波郵便局
	伊沢郵便局
	JAあわ市 本店
	徳島大正銀行 阿波町支店
	林郵便局

公共施設等			
吉野町	阿波市社会福祉協議会 吉野支所（こすもす）		阿波市社会福祉協議会 阿波支所（バーベナの里）
	阿波市役所 吉野支所		阿波市役所 阿波支所
	一条小学校		久勝小学校・久勝公民館
	柿原小学校		伊沢小学校・伊沢公民館
	吉野中学校		林小学校
	阿波高等学校		阿波中学校
	吉野柿原公民館		阿波西高等学校
	吉野中央公民館		林公民館
土成町	阿波市役所 土成支所		阿波高速バス停留所
	御所小学校		
	土成小学校		
	土成中学校		
	土成中央公民館		
	土成高速バス停留所		
市場町	阿波市役所 本庁		
	八幡小学校		
	市場小学校		
	大俣小学校		
	市場中学校		
	八幡公民館		
	市場公民館		
	大俣公民館		
	市場住民センター		
	市場図書館		

＜乗降場所の数＞
 阿波市内：128カ所
 吉野川市：4カ所
 合 計：132カ所

予約センター電話番号
0883(36)1133

受付時間 9:00～17:00
 月曜日～金曜日
 （祝休日・年末年始〔12月29日から1月3日〕を除く）

- ☆ご利用する1週間前から1時間前までに予約が必要です。
- ☆キャンセルは1時間前までにお願いします。

2. 「あわめぐり」の無断キャンセルの取扱いについて

1 目的

「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」では、効率的な運行及び利用者にとって快適な地域公共交通として維持するため、「無断キャンセル3回に到達後の翌月から3か月間の利用停止とする」と定めている。

この措置は、予約がありながら乗車のない、いわゆる「未乗車」を防ぎ「あわめぐり」を効率的で快適な地域公共交通として運行するためには必要な措置であり、一定の効果がある。

一方で、無断キャンセルの累積については、削除する取決めがないことから、一定期間引き続いて無断キャンセルのない利用者については、無断キャンセルの履歴を削除し、適切な取扱いをすることで、利用者の利便性の向上を図る。

2 無断キャンセルの取扱い

(1) 利用者停止の措置について

引き続き、無断キャンセル3回に到達した翌月から3か月の利用者とする。

(2) 無断キャンセルの累積期間について

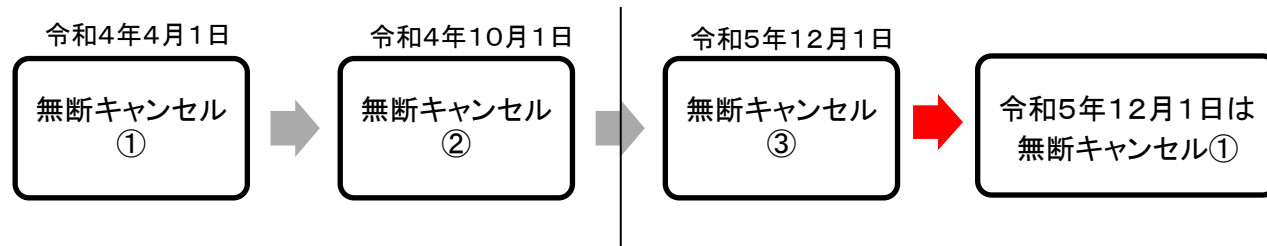
最後の無断キャンセルから1年を経過するまでの間、継続して無断キャンセルのない者については、無断キャンセルの累積から削除する。

(例)

①



②



令和5年10月1日に無断キャンセルの累積をリセット

3 取扱いの適用

この取扱いは、令和4年10月1日から適用する。

3. 「あわめぐり」のインターネット予約導入について

1 目的

「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」利用者の予約の利便性の向上を図るとともに、高校生等のインターネットを活用できる利用者の負担軽減を目的とする。

2 予約業務の現状

現在は、運行予約が電話予約のみであるため、電話が繋がりにくい時間もあり、同時に複数の利用者の対応がしづらい状況である。

3 インターネット予約導入で期待される効果

- (1) より効率的な「あわめぐり」の運行の実現
- (2) インターネットを利用できる利用者の利便性の向上
- (3) 利用者の端末の予約管理画面で予約時間・乗降場所が把握できるため、乗降場所や時間の間違い等のトラブルの防止・軽減

4 インターネット予約に向けた留意点

- (1) 年齢別の優先予約枠の設定ができない
- (2) 毎晩システムメンテナンスで使用できない時間帯がある
- (3) インターネット予約導入の際には、別途システム利用の規約の制定が必要である
- (4) インターネットからの予約と、オペレーターツールからの予約はオペレーターツールの画面上で区別ができる
- (5) 無断キャンセル累積3回になった際の利用停止措置は、オペレーターツールから設定が可能

5 インターネット予約導入のスケジュール（案）

時 期	事 務 作 業
令和4年12月までに	システム上の個人情報と、利用者に発行するID・PWの照合作業完了
令和5年1月までに	次回開催の阿波市地域公共交通活性化協議会において、インターネット予約に係る規約の制定や取決めの審議
令和5年3月中	既存の登録者にID・PWの発行通知書の送付
令和5年4月1日から	インターネット予約での運行予約の受付開始

阿波市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 阿波市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、阿波市市場町切幡字古田201番地1阿波市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 交通計画の評価に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会の委員は25人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 交通計画を作成しようとする地方公共団体を代表する者
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監事2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員の選任及び職務)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。
(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて、書面により議事に対する委員の可否を求めることができる。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。第2項ただし書の規定により、書面により議事に対する委員の可否を求めた場合も同様とする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第3条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、阿波市企画総務部企画総務課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務の委任)

第15条 協議会は、第3条に定める所掌事項に係る契約その他の財務に関する事務の一部を阿波市に委任できるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年2月20日から施行する。
- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成30年7月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、令和4年5月1日から施行する。

